

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等特例貸付

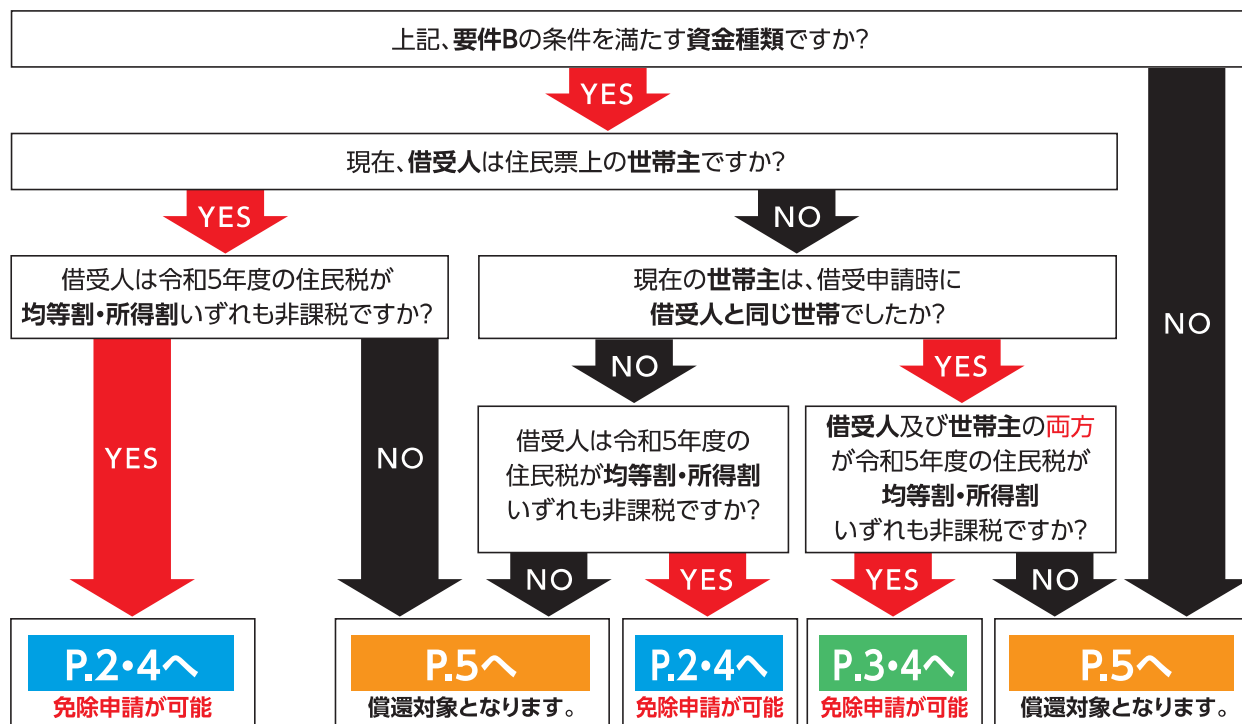
令和5年度に償還免除対象となる特例貸付について

- 今回の手続きの対象は、下記の要件A・B両方を満たす場合となり、償還免除の申請を行うことが可能です。

要件A：借受人及び世帯主の令和5年度住民税(均等割及び所得割)が**非課税**である
要件B：以下の条件を満たす資金種類である、もしくは、総合支援資金延長貸付である

資金種類	条件① 借入申込日	条件② 償還開始日
緊急小口資金	令和4年4月1日以降に申込	令和6年1月1日以降
総合支援資金(初回)	令和4年4月1日以降に申込	令和6年1月1日以降

● 免除対象になるかの確認 フローチャート



● 本案内に記載されていること

- 1 償還免除申請について(免除の対象になる方へ) P.2～P.4
- 2 今後の償還(=返済)について-1・2(免除の対象にならない方へ) P.5～P.6
- 3 その他の免除及び猶予について P.7
- 4 其他のご案内 P.8

【申請・問い合わせ先】

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉資金部(コロナ特例貸付担当)

【電話番号】050-2018-7007 【受付時間】平日 9:30～16:00

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=424fczgr>



1 償還免除申請について(免除の対象になる方へ)

フローチャートの結果 P.2 を案内された方

● 必要書類①～③を同封の返信用封筒に入れて、下記申請期限までに郵送してください。

項番 No.	申請に必要な書類	セルフチェック欄
①	償還免除申請書 ※同封しているA3の用紙の右側部分 ※複数の貸付をお持ちの方は貸付ごとの申請が必要です。	<input type="checkbox"/>
②	住民票 ※必ず下記の条件を満たす住民票を送付してください。 ・世帯主の記載があるもの ・「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載のあるもの ・マイナンバーの記載のないもの ・事務センターへの到着日を起点に <u>3か月以内</u> に発行のもの	<input type="checkbox"/>
③	令和5年度非課税証明書 (借受人のみ) ※均等割、所得割の両方が非課税である	<input type="checkbox"/> 借のみ

※注意※ お知らせ(封筒)が複数届いた方は、**貸付ごとに申請が必要**となりますので**申請もれないように**御注意ください。②・③についても**全て貸付ごと(複数枚)**に必要となりますので御注意ください。

● 申請期限




令和5年(2023年)9月29日(金)まで **※消印有効**

※申請期限を過ぎた場合、**免除額に差異が生じる**場合がございます。

期限厳守をお願いいたします。

✓以下の書類を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

①住民票(世帯全員) ②令和5年度非課税証明書 ③償還免除申請書
(青色の枠のある申請書)

➔

返信用封筒

〒260-0015

千歳市千歳市中央区富士見2丁目5番15号
千歳市第二ビルディング8階
社会福祉法人 千歳県社会福祉協議会
福祉資金部(コロナ特別貸付担当)
行

※封筒の裏面に返信用封筒の貼付方法が記載されています。

1 償還免除申請について(免除の対象になる方へ)

フローチャートの結果 P.3 を案内された方

● 必要書類①～③を同封の返信用封筒に入れて、下記申請期限までに郵送してください。

項番 No.	申請に必要な書類	セルフチェック欄
①	償還免除申請書 ※同封しているA3の用紙の右側部分 ※複数の貸付をお持ちの方は貸付ごとの申請が必要です。	<input type="checkbox"/>
②	住民票 ※必ず下記の条件を満たす住民票を送付してください。 ・世帯主の記載があるもの ・「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載のあるもの ・マイナンバーの記載のないもの ・事務センターへの到着日を起点に3か月以内に発行のもの	<input type="checkbox"/>
③	令和5年度非課税証明書 (借受人 および 世帯主) ※均等割、所得割の両方が非課税である	<input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 世

※注意※ お知らせ(封筒)が複数届いた方は、貸付ごとに申請が必要となりますので申請もれないように御注意ください。②・③についても全て貸付ごと(複数枚)に必要なとなりますので御注意ください。

● 申請期限


令和5年(2023年)9月29日(金)まで ※消印有効

※申請期限を過ぎた場合、免除額に差異が生じる場合がございます。

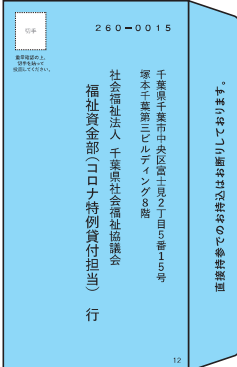
期限厳守でお願いいたします。

✓以下の書類を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

①住民票(世帯全員) ②令和5年度非課税証明書 ③償還免除申請書(青色の枠のある申請書)



返信用封筒



1 償還免除申請について(免除の対象になる方へ) 共通ページ

フローチャートの結果 P.2 を案内された方

フローチャートの結果 P.3 を案内された方

●対象となる免除額の範囲について

免除額の対象範囲：全額(※償還済額は免除対象外となります)

●非課税証明書について

住民税の申告方法については、お住まいの地域の市町村役場の課税担当に、

「コロナ特例貸付の免除申請に使用したいのですが…」 と、お問い合わせください。

税に関する詳細なご質問は、千葉県社会福祉協議会では回答することができません。

また、非課税証明書の発行手数料は借受人様御負担となります。



よくあるご質問

Q1. どこに行けばいいのですか?	まずは、お住まいの地域の市町村役場の課税担当(税務課)に問合せください。
Q2. 家族の被扶養者で課税資料がありません(=収入申告がない)が、必要ですか?	非課税であることの証明にはならないため、必ず申告の上、非課税証明書の取得をお願いいたします。
Q3. 課税証明書が発行されません。どうしたらいいですか?	確定申告等の税の申告を行ってください。詳しくは、お住まいの地域の市町村役場の課税担当(税務課)に問合せください。
Q4. 課税証明書が全てアスタリスク(*)、ハイフン(-)、空欄でした。これは?	税法上の控除対象配偶者及び扶養親族で収入が無く、市民税・県民税申告書の提出をしていない方の証明書は、 アスタリスク、ハイフン、空欄の表示となりますが、これでは非課税であることの証明にはなりません。 詳細につきましては、お住まいの地域の市町村役場の課税担当(税務課)に問合せください。

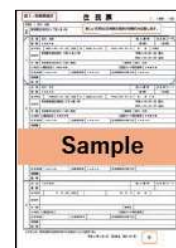
●注意点

- 借受人が世帯主ではない場合は、借受人、世帯主はそれぞれR5年度の住民税非課税証明書が必要となり、住民税均等割、所得割の双方が0円であることが条件となります。

特例貸付の免除のための世帯分離や貸付以降に同一建物内に居住しているにもかかわらず世帯分離した上で申請をした場合は虚偽申請となります。判明次第、一括償還対象となります。

●住民票について

項番	必要な条件	チェックリスト
①	続柄の記載がある ※世帯主の記載必要	<input type="checkbox"/>
②	世帯“全員”の住民票の原本と相違ないことを証明するものと記載がある。	<input type="checkbox"/>
③	マイナンバーの記載のない	<input type="checkbox"/>
④	事務センター到着日を起点に3か月以内発行	<input type="checkbox"/>



市区町村によっては、それぞれ様式が異なります。

一人暮らし世帯であっても、「世帯“全員”の住民票の原本と相違ない」という一文が入っていることが必須となります。

また、**広域交付住民票は本申請には使用できません**ので、御注意ください。

フローチャートの結果 P.5 を案内された方

貸付金償還対象となります。以下を御確認いただき、お手続きを速やかにお願いいたします。

●今後の償還(返済)までのスケジュールについて

- 令和 6 年(2024年) 1月から口座振替による償還(返済)となります。
- 令和 5 年(2023年)10月頃より、「償還開始の案内」を随時送付いたします。
- 令和 5 年(2023年)11月中旬頃に、「償還残額のお知らせ」を送付いたします。

令和 5 年(2023年)									令和 6 年(2024年)	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
		● 本文書発送			▲ 申請締切	↔ 償還開始の案内	↔ 償還残額のお知らせ		● 償還開始(毎月27日口座振替)	→

●償還(返済)方法について

口座振替による償還

貸付決定通知書を発送の際、「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」を送付しております。
お手続き完了までに1か月ほどかかりますので、速やかに必要書面御用意の上、御提出をお願いいたします。
(口座名義相違、届出印相違の場合、完了までさらに時間かかります)

●口座振替日 毎月27日が振替日となります。

ただし、当日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日の振替となります。

【例】27日が土曜日 → 口座振替日は29日(月)

▼注意▼ 毎月27日に口座に入金しても引落はかかりません。
前営業日までに必ず振替口座に御用意をお願いいたします。

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26 ★入金期限	27	28
29 ❖口座引落	30	31				

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26 ★入金期限	27 ❖口座引落	28	29	30	31	

2 今後の償還(=返済)について-2

フローチャートの結果 P.5 を案内された方

● 口座振替手数料について

借受人様の御負担となり、1 貸付毎に100円です。

緊急小口資金、総合支援資金(初回)、総合支援資金(延長)の償還(返済)の場合、手数料は300円となります。**同じ口座からの引き落としであっても、貸付毎に手数料がかかります。**あらかじめご了承ください。

● 実際の振替金額(振替日の前営業日までに口座に御用意いただきます)

月々の償還計画額に振替手数料100円を合計した金額です。

当日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日の振替となります。

例) 毎月の償還金額が緊急小口資金が8,330円、総合支援資金(初回)が5,000円

総合支援資金(延長)が5,000円の場合 → 振替金額は3つの貸付合計で18,630円となります。

● 口座振替ができなかった場合

再振替は行っておりません。

6回連続できない場合は、手数料の高い払込取扱票での償還(返済)となります。

残高不足等の理由で振替不能となった場合、「振替不能通知」および「払込取扱票」を送付いたします。コンビニでは使用できません。必ず金融機関からお振込みください。この場合の払込手数料についても、借受人様の御負担となります。

△ **連続6回振替不能**となった場合は、**口座振替停止**となります。御注意をお願いいたします。

口座振替依頼書

払込取扱票 (コンビニでは使用できません)

3 その他の免除及び猶予について

フローチャートの結果 P.5 を案内された方

1 その他の償還免除について

- 生活保護を受給している場合
- 精神保健福祉手帳(1級)または身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けた場合
- 借受人が死亡している場合
- 失踪宣告を受けた場合

※なお、免除の判定時期は資金種類により異なります。

■ **償還免除は申請が必要です**

- (※対象の方は自動的に免除されるわけではありません。)

詳細はこちら



2 償還猶予について

要件に該当すれば、**償還時期を遅らせること(猶予)ができる**場合があります。

- 地震や火災等に被災した場合、病気療養中の場合、失業又は離職中の場合、住宅ローンを除く奨学金や事業者向けのローン等、他の借入金の償還猶予を受けている場合、その他償還することが著しく困難であると認める場合において、申請、審査の結果、1年間償還猶予ができる場合があります。

■ **償還猶予は申請が必要です**

- (※対象の方は自動的に猶予されるわけではありません。)

詳細はこちら



- 特例貸付の償還以外でも、一緒に家計を見直してほしい、債務整理について知りたい、生活を立て直したいなど、生活にお困りの場合は、自立相談支援機関があります。こちらの窓口をご利用ください。必要な関係機関にもおつなぎします。

自立相談支援機関
一覧はこちら



4 その他のご案内

● 住所・氏名など変わった方は下記の必要書類を添付の上、氏名変更届、住所変更届の提出をお願いします。

・ 必要書類一覧

No.	変更内容	必要書類
1	住所変更 Change in address have to change (home) address	・ 住所変更届 ・ 前住所と現住所が掲載された世帯全員と記載のある住民票 (発行日より3ヶ月以内) ※注意事項 同一人物と確認するため、異動住所が不連続の場合は、現住所までの異動履歴が分かる住民票の除票、又は戸籍の附票を提出ください。
2	改姓・改名 (氏名変更) birth name ⇄ married name	・ 氏名変更届 ・ 新しい姓および旧姓の双方が掲載された世帯全員と記載のある住民票 (発行日より3ヶ月以内)
3	借受人が死亡 Borrower is dead	・ 死亡届 ・ 住民票の除票 または 除籍謄本 ※死亡診断書は不可となります。

借受人がお亡くなりになった場合は、速やかに御連絡ください。こちらから死亡届を送付いたします。

● 自立相談支援機関 相談窓口一覧

「自立相談支援機関」とは、生活全般にわたる困りごとの相談窓口であり、全国に設置されています。働きたくても働けない、住む所がないなど、生活するうえで困りごとがある場合は地域の相談窓口にご相談ください。

※総合支援資金(延長)貸付の際、借受人の皆さんにおかれては、自立相談支援機関への相談を必ず行うことを条件に貸付を行っております。

まだご相談されていない場合は速やかに相談を行うようにしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf>



<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seikatukonkyuu.html>



【申請・問い合わせ先】

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉資金部(コロナ特例貸付担当)

【住所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2丁目5番15号
塚本千葉第三ビルディング8階

【電話番号】050-2018-7007 【受付時間】平日 9:30～16:00

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=424fczgr>



【お願い】・書類の直接受付はしておりません。ご持参によるお手続きはご遠慮ください。

・この通知が届いた直後などは電話がつながりにくい場合があります。ご了承ください。

・一度ご提出いただいた書類については返却いたしかねます。ご了承ください。